（人事院規則一―三四の一部改正）

第十六条　人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間）の一部を次のように改正する。

別表十五の表規則二二―三（倫理法第四章の規定の適用を受ける特定独立行政法人の職員の官職）の項及び別表二十の表規則一―七（政府若しくはその機関又は特定独立行政法人と外国人との間の勤務の契約）の項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

（人事院規則一―五〇の一部改正）

第十七条　人事院規則一―五〇（郵政民営化法等の施行に伴う関係人事院規則の整備等に関する人事院規則）の一部を次のように改正する。

附則第七条第一項中「第二十五条の規定による改正後の」及び「（次項において「改正後の規則」という。）」を削り、同条第二項中「改正後の規則」を「規則一六―〇」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

附則第八条第一項中「第二十六条の規定による改正後の」及び「（次項において「改正後の規則」という。）」を削り、同条第二項中「改正後の規則」を「規則一六―二」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

（人事院規則九―五五―一一六の一部改正）

第十八条　人事院規則九―五五―一一六（人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「同規則」を「規則九―五五」に、「特定独立行政法人職員等」を「行政執行法人職員等」に改める。